

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏名	千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会
所属又は職業等	事務局 千葉県漁業協同組合連合会

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

以下の理由から、研究機関の資源評価を参考に、これまでの漁業者を主体とした漁獲努力量等の制限による資源管理を継続していくことが適当であると考えます。

① キンメダイ漁業について

資源評価対象となっている千葉県、東京都、神奈川県、静岡県の一都三県では、キンメダイは主として釣（立縄）で漁獲されています。

釣漁業は、能動的に漁獲し漁獲圧が高くなりやすい網漁業とは次元の異なる低い漁獲圧で、自由漁業とされています。実際に資源評価結果でも、資源量に対する漁獲割合はマイワシやマサバでは50%を超える年がありますが、キンメダイでは13～19%と非常に低いレベルとなっています。

漁業者は、自由漁業ではあっても、資源管理の重要性を十分に理解し、それぞれの地域ごとに資源管理組織をつくり、千葉県以外の一都二県の資源管理組織とも連携しており、また、参加者にも資源管理措置の必要性を理解させ、地域ごとに統一した資源管理が実施できるように取り組んできています。

さらに、元々釣漁業は定置網等と同様“待ちの漁業”であり、資源にやさしい漁法であることから、TACを適用する必要は無いと考えます。

② キンメダイの生態と資源管理の取組みについて

本県は、平成の初めから、国の資源管理型漁業推進総合対策事業等により、生態の把握や資源評価、漁業者が実施する資源管理手法に対する評価等を行い、国の方針の基で、漁業者自ら実施する資源管理型漁業を推進してきています。

具体的には、漁獲物測定等による資源構造の把握、標識放流による移動の把握、資源管理措置の評価等が行われてきており、小型魚の再放流や、操業時間、操業日、操業区域、漁具・漁法の制限等、きめ細かい資源管理措置の実施に結びついてきています。

この結果、キンメダイの再生産の特徴である卓越年級群が効果的に保護さ

れ、千葉県においては、漁獲努力量は減少傾向となっていますが、C P U E は増加傾向であり、漁獲量は維持されています。

さらに、国の令和3年度までの資源評価書でも、「高水準の加入の兆候を的確にとらえ、それを保護する資源管理方策を実施することでも、長期にわたりキンメダイ資源の漁獲の維持・増大を図ることが可能である」とされ、国が自ら漁業者の資源管理方策を肯定してきており、最新の資源評価でも、これまでの漁業者の資源管理努力が妥当であったとの結果が得られています。

したがって、漁業者の取り組んでいる資源管理は十分に機能していると考えており、T A C 管理の導入の必要性は無いと考えます。

③ 太平洋系群の範囲と資源管理の対象範囲について

国は、太平洋系群の範囲を、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺を含んでいるとしています。資源評価及びT A C を検討していく範囲は、調査資料が充実している一都三県の漁場である関東周辺及び伊豆諸島周辺となっており、一致していません。

漁業者は長年にわたり小型魚の標識放流に取り組んできており、その採捕結果から、若齢魚はほとんど移動しないことがわかっており、地先ごとの管理効果が出ていると考えられます。一方、高齢魚になるにつれ、千葉県から他の都県の海域へ、さらには、四国沖など一都三県の漁場から移出する割合が増加し、国の令和3年度資源評価書でも10歳以上では一都三県の漁場外へ3割程度が移動するとされるなど、資源評価上明らかに無視できない交流が認められます。

さらに、黒潮を考慮すると、愛知県や高知県で漁獲されている資源の親魚由来の再生産が一都三県の漁場の加入に寄与していることは十分に想定されます。

都県を越える管理を実施しようとする場合、国も認めている太平洋系群全体を想定することが妥当であり、まずは、資源評価も太平洋系群全体を対象として行うべきと考えます。

仮に、合理的な理由なく、資料が充実し一定の資源評価が可能であるとの理由だけで一都三県の漁業者にのみT A C が設定されることになれば、同じ資源を共有している一都三県以外の漁業者との不公平な制度となることから、法律に基づく規制の適用上も大きな問題があると考えます。

④ 資源評価モデルについて

令和4年9月30日に公開された最新の資源評価結果については、C P U E によるチューニングを行い、以前と比較して、実態に近づくなど一定の成果があったと評価できます。そして、評価結果では、現状の漁獲圧が F_{msy} を下回るとともに親魚量は増加傾向であり、漁業者の資源管理が妥当なものと判断されました。

しかし、資源評価方法については、

- ・資源評価の最も基礎的資料となる年別年齢別漁獲尾数の推定精度が十分でないこと

- ・C P U E の標準化が十分でないこと

- ・食害の影響がC P U E に反映されていないこと

- ・遊漁の影響が検討されていないこと

など、多くの問題点があることを資源評価実施者自らが示しています。

さらに、高齢魚になるにつれ資源評価範囲外への移出が大きくなり自然死亡率と比較して無視できないものと考えますが、このことが反映されていません。

これらのことを考慮すると、現段階の資源評価結果も実際とは乖離しており、漁業者の資源管理努力について過少に評価されていることが想定されます。

また、再生産関係についてホッケー・スティック型のモデルを適用していますが、推定された親魚量と加入量の関係から大きく乖離しており、計算されたMSY等の値も信頼性に欠けると考えます。

したがって、現段階での資源評価は、定量的にTAC等を設定するためには不十分であると言わざるを得ないと考えます。

⑤ TACの設定に関する問題について

資源評価のベースともなっている現状の漁獲実績は、漁業者が自ら設定した種々の資源管理項目を遵守した上での数字となっており、投入可能な漁獲努力量を大きく下回るものとなっています。過去の漁獲実績を基にTACが各地域等に配分された場合は、漁業者は納得できず大きなトラブルの発生が十分に予想されます。

また、キンメダイ資源は、その発生が予想できない卓越年級群によって維持されています。卓越年級群による急激な資源増があった場合は、TACを早期に消化してしまい、過去の漁獲実績から計算され配分されたTACではこれに対応できません。

さらに、キンメダイが来遊し漁場が形成された場合にのみ漁業を行う東京湾口部などの地域もあり、この場合、年による豊凶の差が大きいため、過去の平均漁獲量を基にしたTACの配分量では、来遊時の漁獲量に到底及ばず、漁業が成り立ちません。

そのほか、配分方法によって、都県の地域ごとにTACを管理すると早採り競争が起こり操業弱者が生活に困窮する場合や、船ごとに管理する場合はその配分基準をめぐって争いが起こるなどのトラブルの発生が考えられます。

クロマグロでも様々なトラブルが発生しましたが、キンメダイ漁業は漁業者の生活を支える主要漁業であり、予想されるトラブルの深刻度はクロマグロの比ではありません。

TACの導入により、国の方針の基、資源管理推進関係事業を活用し、半世紀にわたり築き上げてきた貴重な資源管理の組織や文化が、崩壊していく可能性も高いと考えます。

繰り返しになりますが、以上から、これまでの漁業者による漁獲努力量等の制限による資源管理の継続が適当であると考えます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

キンメダイ立縄漁業は釣漁業に分類され自由漁業であること、さらに、遊漁の対象ともなっていることから、正確な採捕情報の収集が困難であると考えられます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

全体意見③、④で述べたように、現在の資源評価には問題が多く実際とは解離していると考えます。このような状況では、資源評価結果に基づく目標の設定は困難であると考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

全体意見の③、④で述べたように、現在の資源評価には問題が多く実際とは大きく解離していると考えます。このような状況では、漁獲シナリオの検討自体が困難であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

全体意見の⑤で述べたように、数量管理の導入により、様々なトラブルの発生やこれまで築き上げてきた資源管理体制が崩壊することも考えられ、漁業者による漁獲努力量等の制限による資源管理の継続が適当であると考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

これまで、半世紀の間に議論を重ね、以下の通り漁獲努力量の規制等様々な資源管理措置を発展させてきています。

- ・ 体長制限（小型魚の再放流）
- ・ 夜間操業の禁止
- ・ 漁具漁法の制限（樽流し漁法の禁止、
立延縄における釣数・縄数・操業時間・釣り餌の制限）
- ・ 定期休漁日、休業期間の設定
- ・ 操業禁止区域の設定（小型魚の保護）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われている全漁業及び遊漁。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 漁業が資源に与えている影響は小さくTAC制度を導入する必要は無いのではないか。
- ・ 資源評価で漁業者の資源管理の妥当性が示されている中で、この上様々なコストをかけてTACを導入する必要はないのではないか。
- ・ 資源の交流が認められ一つの水産資源として確認されている太平洋系群において、合理的な理由が提示されず、系群の一部である一都三県にのみTACを設定することを前提に進められていることについて、適正な資源管理の実施の観点から、また、法的規制の平等性を確保する観点からも問題があるのではないか。
- ・ 都県を越えた資源管理を実施する場合は、国は太平洋系群全体の資源評価を実施しなければならないのではないか。
- ・ 資源評価において様々な問題があり、MSYやTACの設定には精度的に不十分ではないのか。
- ・ TACを設定した場合の配分方法や管理方法に多くの問題があり、不要なト

ラブルを引き起こすことになるのではないか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われている全漁業及び遊漁。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源管理手法検討部会において、「意見や論点の整理」を取りまとめるに当たって、参考人が、その内容が部会に提出された意見等を反映したものになっているかどうか、確認する時間と機会を設けていただけるよう要望いたします。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏名	布良瀬漁場協議会
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

【資源評価について】

- ・漁獲量・漁獲物測定 of データを中心とした限られた情報のみで資源評価を行うことが適切といえるのか疑問です。漁獲量減と資源量減はイコールではないはずです。
- ・魚探に反応があり、魚がいることが分かっているにもかかわらず釣れないことはあります。水研機構は水揚げ量から資源評価をしているようですが、魚がいても釣れない実態を把握しているのでしょうか。
- ・操業時の気象や海況により1日の操業時間は異なり、漁場へ向かったものの道具を落とさないまま戻ってくることもあります。また、人によっても違いがあり、操業の状況は様々です。そのような事情は、資源評価にどのように反映されているのでしょうか。
- ・小型魚の保護や漁場の禁漁、出漁日数の制限、延べ操業人数の減少など昔と比べて漁獲圧は低下していると思いますが、そのことの評価は十分されているのでしょうか。
- ・布良瀬漁場においては、漁業者はキンメダイ専業というわけではなく、並行してクロムツやメダイを主目的とした操業も行っています。クロムツやメダイの値段が良ければそちらの操業を優先しますので、キンメダイがいても獲らないこともあります。また、クロムツやメダイを主目的とした操業の際に、キンメダイが混獲され、水揚げされる場合が多くありますが、そのことは適切に評価されているのでしょうか。
- ・資源評価では、2歳魚の資源量推定をしていますが、2歳魚を漁獲していない地区が布良瀬漁場を含めて少なからずあり、その精度は高いとは思えません。
- ・海洋観測や仔稚魚調査などの調査がいつ、どのような手法で、どの程度（期間、回数、規模）これまでに行われたのでしょうか、また、これから行う予定なののでしょうか。それがわかりません。そして、その結果がどのように資源評価に反映されているのでしょうか。水研機構はやっていると言うだけで「どのように」の説明がありません。漁業者への丁寧な説明が必要ではないのでしょうか。
- ・水研機構はもっと現場へ来て調査し、資源評価の精度を上げてほしいです。

- ・漁場としている海域以外にもキンメダイは生息していると考えられますが、それは資源評価の対象となっているのでしょうか。なっていないとしたらその理由は何でしょうか。
- ・キンメダイの増減や漁場形成に係る環境要因（ハダカイワシなどの餌となる生物やサメ・イルカ等のキンメダイを捕食する生物などの生物的環境、潮流や水温などの非生物的環境）の評価が十分であるのでしょうか。
- ・キンメダイの資源量について、水研機構の示した資料では親の増減と子の増減の関連性が見て取れず、親子関係が成り立っていないと感じます。
- ・現時点で、キンメダイの生態が十分解明されているとは思えず、そのことを考慮せずに短期間で適正な資源評価をすることは困難なのではないでしょうか。

【自主的な資源管理の取組と成果について】

- ・私たちは資源管理の重要性について理解しており、操業に当たっては、10年以上前から地域の実情に合わせた自主的な資源管理として、漁獲サイズ、針数、縄数、操業時間の制限や休漁日の設定を行っています。布良瀬はキンメダイについて言えば、釣れる・釣れないの差が激しい漁場であり、2年前からはその資源の状況からキンメダイを目的とした操業を控えてきました。
- ・今年の年初めからはキンメダイの水揚げが好調であり、これまで取り組んできた自主的管理の重要性とその効果を実感しており、今後も続けていきたいです。

【TAC管理について】

- ・キンメダイ以外の魚種においても、TAC管理の問題点が議論されています。わからないことが多い中で、漁獲量などを中心とした限られたデータによる資源評価の正確性には疑義が強く残り、それを基にした性急なTAC管理の導入はとて受入れられるものではありません。これはTAC管理の仕組み自体に問題があると言わざるを得ないのではないのでしょうか。
- ・キンメダイの増加の目標をどこに置くのが適切でないと感じます。今の漁業者の減少傾向から20年後の漁業者数を考えると、漁業者数が多く、それに伴い漁獲量も多かった時期の数値を目標に設定するのは疑問です。
- ・TAC管理を行う場合、どのような基準で数量の配分を行うのが全く示されていません。仮に過去の漁獲実績を基に配分するとした場合、近年はキンメダイの来遊が不安定で昨年末までの数年間は漁獲が少なかった布良瀬漁場では、配分が不利になる恐れがあります。そもそも来遊状況等にあったTAC配分が可能なのか疑問です。
- ・TAC管理による数量の配分を行う上で、これまで各地区で取り組んできた自主的管理をどう評価するのでしょうか。水産庁はその方向性を示すべきです。十分に評価が行われないままTAC管理に移行し、機械的に数量配分を行えば、熱心に自主的管理に取り組んできた漁業者が損をすることになり、これまで長年をかけて積み重ねてきた自主的管理の取組を否定することにつながりかねないと考えます。
- ・資源評価への疑義やこれまでの自主的管理の評価について、全ての地区の漁業者が納得いく形で合意形成が図られないままTAC配分がなされれば、県内・県外の各地区の漁業者間で対立が生じてしまう恐れがあると感じています。国はそのような事態が生じたときに解決できるのでしょうか。

- ・TAC管理は一都三県の釣り漁業のみを対象として行うのでしょうか。遊漁や底曳網漁船などキンメダイを漁獲しうる全てを対象としなければ管理の意味をなさないのではないのでしょうか。また、遊漁等の実態を水産庁はどこまで把握しているのでしょうか。少なくとも聞き取りぐらいは行うべきです。
- ・TAC管理の導入により、漁業者の収入減少はもちろんのこと、産地仲買人、漁協、観光業者など地域の産業にも大きな影響を及ぼすことが容易に予想できますが、その影響を十分に緩和しうる具体的な支援対策はあるのでしょうか。漁獲共済で収入の減少を補填してくれれば話になりません。TAC管理により、1年や2年の間だけ一時的に収入が減少するわけではないことは水産庁もよく分かっているはずですが。
- ・漁業者の収入が大きく減少することになれば、廃業する漁業者が増える一方で、新規就業が抑制されることが予想できます。また、独立などにより新規参入を図る際にTACの割り当てが障壁となり、新規参入が困難になることも考えられます。これらのことが漁業者の減少に拍車をかけることにつながり、地域の漁業技術・文化の継承にも支障をきたすおそれがあるのではないのでしょうか。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

対象資源は一都三県以外にも分布していますが各地でどれほど正確に漁獲量等の報告がされているか疑問です。

また、遊漁による採捕量の実態把握は国が責任をもって行うべきです。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

(1)に記載したとおり、私たちは、10年以上前から地域の実情に合わせた自主的な資源管理として、漁獲サイズ、針数、縄数、操業時間の制限や休漁日の設定を行っています。布良瀬はキンメダイについて言えば、釣れる・釣れないの差が激しい漁場であり、2年前からはその資源の状況からキンメダイの目的操業を控えてきました。今年の年初めからはキンメダイの水揚げが好調であり、これまで取り組んできた自主的管理の重要性を実感するとともに、現在の資源管理はうまくいっていると考えており、TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論するべきです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

(1)に記載したとおり、TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした漁獲シナリオの採択を論じる以前の問題であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(1)に記載した理由で数量管理（TAC）導入・実施の必要性に疑問があります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

別紙に記載

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業が関係する地域

漁業種類：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、観光業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・（１）に記載とおり、資源評価の疑問（漁獲量等を中心とした資源評価の適切性、狙い操業でなく混獲のときの資源評価への反映、環境要因の資源評価への反映、親子関係が成り立つか等）についてのわかりやすい説明を求めます。
- ・（１）に記載したとおり、私たちは、１０年以上前から地域の実情に合わせた自主的な資源管理として、漁獲サイズ、針数、縄数、操業時間の制限や休漁日の設定を行っています。布良瀬はキンメダイについては、釣れる・釣れないの差が激しい漁場であり、２年前からはその資源の状況からキンメダイの目的操業を控えてきました。今年の年初めからはキンメダイの水揚げが好調であり、これまで取り組んできた自主的管理の重要性を実感するとともに、現在の資源管理はうまくいっていると考えています。国は、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、ＴＡＣ導入の必要性から議論すべきです。
- ・ＴＡＣ管理による数量の配分を行う上で、これまで各地区で取り組んできた自主的管理をどう評価するのでしょうか。十分に評価が行われないままＴＡＣ管理に移行し、機械的に数量配分を行えば、熱心に自主的管理に取り組んできた漁業者が損をすることになり、これまで長年をかけて積み重ねてきた自主的管理の取り組みを否定することにつながりかねないと考えます。
- ・ＴＡＣ管理は一都三県の釣り漁業のみを対象として行うのではなく、キンメダイを漁獲するすべての漁業及び遊漁を対象としなければ管理の意味をなさないのでないでしょうか。
- ・新規参入を図る際にＴＡＣの割り当てが障壁になり、新規参入が困難になるのではないのでしょうか。このことが漁業者の減少に拍車をかけることにつながるのではないのでしょうか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

ＴＡＣ導入の必要性に疑問があり、ＴＡＣを前提とした管理対象とする範囲を論じる以前の問題であると考えます。

また、キンメダイ太平洋系群は一都三県以外にも分布していますが、国の資源評価の範囲が一都三県であることに疑問を感じます。

なお、今般の資源評価結果は、これまでの自主的管理が評価されたものと受け止めており、資源の持続的な利用を図るためには、今後も各地先での管理を継続していくことが重要と考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容) (別紙)

(2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容 (体長制限、禁漁期間等)

千葉県東京湾口

項 目		内 容	
小型魚の再放流		全長 22 c m以下	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法		禁止
	立縄漁	釣数	夜間 30 本/縄以内
		縄数	乗組員数＋1 本
		操業時間	夜間操業は午前 5 時まで
定期休漁日		毎月第 1 土曜の前夜	
その他		操業時小型魚主体の漁獲が認められた漁場では周辺 1 マイル以内を 3 日間禁漁とする。	

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏名	勝浦沖漁場協議会
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

【資源評価について】

- 勝浦沖では、35年以上前から県水産総合研究センターや地元水産事務所と協力しキンメダイの生態を解明する試みの一つとして標識放流を実施しており、現在までに放流した尾数は2万尾以上となっています。この標識放流ではキンメダイの7～8割が地先で再捕されています。このことから、勝浦沖のキンメダイは大きく移動するものではないと考えられ、国の主張する一都三県をまとめた管理ではなく、これまでどおり各地先での自主的な管理の継続が重要だと考えます。また標識放流の結果からキンメダイは成長し大きくなる（10歳程度になる）と南下し、他の漁場に移る魚もいることが分かっており、私たちの地先の管理で獲り控えられた親魚が産卵することで、一都三県の全体の資源に貢献していると考えています。
- キンメダイの資源状況は漁獲量の影響だけでなく環境要因も大きく影響があると考えられます。これは、親魚の量が大きく変動していないはずなのに、漁場に小さな魚が多くみられる年、あまり見られない年があり、単純に親魚の量が資源の増加に直結していないことを実感しているためです。国の行う資源評価に環境要因がどのように考慮されているのかわかりやすく説明してください。まずは資源の変動要因を十分解明する必要があると感じています。
- これまで私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理（次項に詳しく記載）により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。国の資源評価は私たちの獲り控え実態を十分に反映できていないと思います。これまで取り組んできた私たちの獲り控え実態をしっかりと資源評価に取り込んでいただきたいと思います。
- 資源管理を実施する上では、産卵期の禁漁に加え、小型魚の保護も重要と考えます。しかし、漁法によっては小型のキンメダイを漁獲していることを把握していますでしょうか。このような不合理漁獲では一都三県だけが資源管理を実施しても、資源量の増加には繋がらないと考えます。国が率先して全国的な漁獲の実態を調査し、適切な資源管理が行われるよう、強く指導していただきたいと思います。

【自主的な資源管理の取組と成果について】

- 勝浦沖キンメダイ漁場では、漁業者の自主的管理として、昭和30年に夜間禁漁に取り組んだのを皮切りに、現在までに禁漁期間の設定、針数・縄数の制限、操業時間の短縮、小型魚保護などに長年取り組んできました。特に産卵期の親魚の保護のために設けた3か月間の禁漁期間は他地区ではまねできない取組だと自負しています。
- このような自主的な取組の結果、勝浦沖漁場では、平成18年頃をピークに減少傾向となっていた漁獲量は24年以降横ばいに推移し、令和3年度千葉県沿岸重要水産資源評価では、資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断されました。また、令和3年度に県水産総合研究センターが行った試算では20年間前に比べ漁獲努力量を約50%削減していることが分かりました。
- 一方、国の主張する一都三県での一括した管理は、各漁場の特性や資源管理の取組が考慮されていません。併せて、漁業者の高齢化などによる勢力の減退や廃業者の増加の状況と漁獲量が横ばいであることを考慮すると資源は増加傾向にあると考えられ、実際にCPU（1日1隻あたりの水揚げ量）は増加しています。以上のように勝浦沖での自主的な資源管理の取組とその結果等からキンメダイはTAC管理を導入する必要はありません。

【TAC管理に対する意見】

- 一都三県の漁業者協議会等での国の説明はTACありきの説明が多く、私たちの行っている自主的な取組との比較についての議論がなされていません。お互いの考えを理解するためにもTAC管理と自主的な資源管理の良い点、悪い点を議論する必要があると感じています。
- 私たちは「すべての問題は話し合いにより解決する」との考え方でこれまで自主的な資源管理を進めてきました。国は漁業がより良くなるようにTAC管理について検討を進めていると思いますが、これまでの会議では国が何を考えてTAC管理を進めているのかが分かりません。ぜひ浜に来ていただき十分な議論をさせてください。
- TAC管理やIQ管理が実施された場合、対象となる魚を獲る人が増えれば、それだけ自分の取り分が減ることから新規参入が困難になるのではないのでしょうか。これは、国の進める担い手対策に逆行することになるのではないのでしょうか。このことからTACやIQの導入には反対します。
- イルカやサメ、バラムツなどによる食害が増加しているにもかかわらず、未だに有効な対応策が取れていません。キンメダイ資源の評価や漁業者の収入にも影響していると考えられることから、国の主導による実態調査や早急な支援策を求めます。
- キンメダイの資源管理はその資源の広がりを見ると一都三県の漁業者だけの問題なのではないのでしょうか。その他の漁業や地区にも関係してくる問題ではないのでしょうか。また、国は遊漁の実態を把握しているのでしょうか。キンメダイを漁獲する漁業の全容、他地区との交流の関係や遊漁の採捕量の実態が分からないのであれば、まずはその調査を本格的に行うことから始めるべきです。
- TAC管理による水揚げ量の減少は私たちにとって死活問題になることから、仮にTACが導入された場合には、経済的支援や担い手対策等の長期的かつ具体的な対応策を講じてください。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

対象資源は一都三県以外にも分布していますが各地でどれほど正確に漁獲量等の報告がされているか疑問です。

また、遊漁による採捕量の実態把握は国が責任をもって行うべきです。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

（１）に記載したとおり、私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和４年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論するべきです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

（１）に記載したとおり、TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした漁獲シナリオの採択を論じる以前の問題であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

（１）に記載した理由で数量管理（TAC）導入・実施の必要性に疑問があります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

別紙に記載

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業が関係する地域

漁業種類：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、観光業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- キンメダイの資源状況は漁獲量の影響だけでなく環境要因も大きく影響があると考えられます。国の行う資源評価に環境要因がどのように考慮されているのかわかりやすく説明してください。
- 国の資源評価は私たちの獲り控え実態を十分に反映できていないと思います。これまで取り組んできた私たちの獲り控え実態をしっかりと資源評価に取

り込んでいただきたいと思います。

- 私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。
- 国の説明はTACありきの説明が多く、私たちの行っている自主的な取組との比較についての議論がなされていません。お互いの考えを理解するためにもTAC管理と自主的な資源管理の良い点、悪い点を議論する必要があると感じています。
- TAC管理やIQ管理が実施された場合、対象となる魚を獲る人が増えれば、それだけ自分の取り分が減ることから新規参入が困難になるのではないのでしょうか。これは、国の進める担い手対策に逆行することになるのではないのでしょうか。
- サメ等の食害は、キンメダイ資源の評価や漁業者の収入にも影響していると考えられることから、国の主導による実態調査や早急な支援策を求めます。
- キンメダイの資源管理はその資源の広がりを見ると一都三県の漁業者だけの問題なのではないのでしょうか。その他の漁業や地区にも関係してくる問題ではないのでしょうか。キンメダイを漁獲する漁業の全容、他地区との交流の関係や遊漁の採捕量の実態が分からないのであれば、まずはその調査を本格的に行うことから始めるべきです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした管理対象とする範囲を論じる以前の問題であると考えます。

また、キンメダイ太平洋系群は一都三県以外にも分布していますが、国の資源評価の範囲が一都三県であることに疑問を感じます。

なお、今般の資源評価結果は、これまでの自主的管理が評価されたものと受け止めており、資源の持続的な利用を図るためには、今後も各地先での管理を継続していくことが重要と考えます。

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容) (別紙)

(2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容 (体長制限、禁漁期間等)

千葉県勝浦沖

項 目		内 容	
小型魚の再放流		全長 25 c m以下	
夜間操業		禁止	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法		禁止
	立縄漁	釣数	1 回目：150 本/縄以内、2 回目：50 本/縄以内
		縄数	乗組員数
		操業時間	操業時期にあわせて操業開始時刻と最終投縄時刻を規定 （操業時間：4 時間）
		釣餌	イカ、シイラ、カツオ、サバ （サンマ、イワシ、疑似餌の使用禁止）
定期休漁日		毎週土曜日、コロナウイルスによる魚価低迷対策として 豊洲市場公休日の前日休漁	
休業期間		7～9 月	
操業規制区域		漁場区域以外の大陸棚においても休業期間中は操業禁止	
その他		1 歳魚保護のため大陸棚 220 ヒロ以浅の投縄自粛。標識 放流の実施。	

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏名	銚子沖漁場協議会
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

私たちはキンメダイがTAC対象魚種の候補となっていることについて、現状ではTACによる数量管理は国の資源評価の信頼性、銚子沖での自主的資源管理の取組とその結果等の観点からキンメダイには適していないと考えています。

【資源評価について】

キンメダイ資源は、ある年に多く発生した世代（卓越年級群）が、その後数年の漁獲を下支えすることが明らかになっています。これは、資源の増加は産卵量だけでなく、海洋環境に左右され、親魚量の増加が資源量の増加に直結しないことを示しています。また、親がこれだけいれば、子がこれだけ増えるといった、再生産の過程が明らかになっていないにも関わらず、理想的な親魚の数を予想し、そのための漁獲量を数字で表すことは科学的ではないと考えます。

私たちが行っている立縄漁業は、釣針による釣り漁業であり、まき網や底びき網のような漁獲効率の高い漁法ではありません。そもそも漁獲効率が低く、資源に悪影響を与えにくい漁業形態です。さらに、資源への負荷を少なくするよう、樽流し漁法やはえ縄漁法は自主的に規制しています。このようなそもそも偏った漁獲情報をもとに行った資源評価は不確実性が高く、ましてや、再生産の過程も不明な中での計算結果は信頼できません。それらの科学的根拠が希薄な計算結果をもとに、私たちの収入に直結する漁獲量を制限しようとする政策は到底理解できません。

まずは本格的な調査を実施し、私たちが納得できる資源評価結果を出していただきたいです。

【自主的な資源管理の取組と結果について】

私たちは30年以上前から自主的な資源管理に取り組んでおり、その重要性も十分に理解しているところです。操業時間、漁具、漁法、漁獲サイズの制限に加えて小型魚が多い漁場は禁漁区に設定し、操業日数も年々減らしています。令和3年度に千葉県水産総合研究センターが行った試算では、20年間で約50%の漁獲努力量を削減してきたことがわかりました。私たちは既に水産庁が提案す

る漁獲量の削減と同等以上の管理に取り組んできたと考えています。このように漁獲努力量をぎりぎりまで制限している中、水揚量による資源評価をしても減少しているのは当然のことと考えます。

近年はC P U E（1日1隻当たりの水揚量）も高い値で安定しており、千葉県沿岸重要水産資源の令和3年度資源評価では、銚子沖漁場は昨年度に引き続き資源水準は「高位」、動向は「増加」という結果でした。私たちの実感としてもこれまでの努力によりキンメダイは増えており、苦しい中でも取り組んできた資源管理が実を結んでいると感じています。このように、これまでの自主的な資源管理を続けることにより資源は維持されており、T A C管理を導入する必要はありません。

また、これまでの水産庁の説明は、T A C管理ありきの内容であり、T A C以外の管理方法について議論がされていません。地区ごとの自主的な資源管理の評価をした上で、私たちに納得のいくよう説明していただきたいです。

【その他の意見について】

サメやイルカの食害や遊漁での採捕等によるキンメダイ資源への影響が不明な中で、それらの影響を無視して過剰漁獲との評価をいただいても、とても納得できるものではありません。遊漁については私たちの資源管理のような自主的な規制がどれだけ行われているかもわからず、採捕量も明らかになっていません。再三申し上げてきたことではありますが、食害や遊漁の影響を調査し、それらの結果を含めた資源評価を改めてお願いします。

また、私たちは、20年以上前から自主的な資源管理の減収対策として漁獲物の単価向上について実践してきており、船団の一致団結した活動のもと、「銚子つりきんめ」のブランドを確立し、現在は高値で安定しています。こうした漁業者自身の取組とその成果についても御理解いただき、それぞれの地区に合った資源管理を行っていくことが重要だと考えています。

（2）各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

対象資源は一都三県以外にも分布していますが各地でどれほど正確に漁獲量等の報告がされているか疑問です。

また、遊漁による採捕量の実態把握は国が責任をもって行うべきです。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

（1）に記載したとおり、私たちは30年以上前から自主的な資源管理に取り組んでおり、その重要性も十分に理解しているところです。操業時間、漁具、漁法、漁獲サイズの制限に加えて小型魚が多い漁場は禁漁区に設定し、操業日数も年々減らしています。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、T A Cを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、T A C導入の必要性から議論すべきです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

(1) に記載したとおり、TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした漁獲シナリオの採択を論じる以前の問題であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(1) に記載した理由で数量管理(TAC)導入・実施の必要性に疑問があります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)

別紙に記載

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業が関係する地域

漁業種類：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、観光業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源の増加は産卵量だけでなく海洋環境にも左右されることが考えられますが、親と子の再生産の過程は明らかになっているのでしょうか。生態が不明な中で、理想的な親魚の数を予想し、そのための漁獲量を数字で表すことは科学的ではないと考えます。
- ・立縄漁業は、釣針による釣り漁業であり、網漁業のような漁獲効率の高い漁法ではありません。そもそも漁獲効率が低く、資源に悪影響を与えにくい漁業形態においてTACを導入する必要はないと考えます。
- ・私たちは30年以上前から自主的な資源管理に取り組んでおり、その重要性も十分に理解しているところです。操業時間、漁具、漁法、漁獲サイズの制限に加えて小型魚が多い漁場は禁漁区に設定し、操業日数も年々減らしています。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性の有無についてから議論すべきです。
- ・サメやイルカの食害や遊漁での採捕等によるキンメダイ資源への影響を考慮した資源評価を実施すべきです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした管理対象とする範囲を論じる以前の問題であると考えます。

また、キンメダイ太平洋系群は一都三県以外にも分布していますが、国の資源評価の範囲が一都三県であることに疑問を感じます。

なお、今般の国の資源評価結果は、これまでの自主的管理が評価されたものと受け止めており、資源の持続的な利用を図るためには、今後も各地先での管理を継続していくことが重要と考えます。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容) (別紙)

(2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容 (体長制限、禁漁期間等)

千葉県銚子沖

項 目			内 容
小型魚の再放流			全長 25 c m以下（尾叉長 20.5 c m以下）
夜間操業			禁止
漁具・漁法の制限	樽流し漁法		禁止
	立縄漁	釣数	60 本/縄以内
		縄数	乗組員数＋1 本（台形場に限り、乗組員数）
		操業時間	操業時期により操業開始時刻と操業終了時刻を決定。 日出から約 3 時間
定期休漁日			毎週日曜日・祝日
操業規制区域			周年（台形場）※保護海域に設定（1 年ごとに更新） 8～10 月（台形場沖）
その他			潮流が 3.5 ノット以上の場合、操業禁止。 操業中に潮流が 3.5 ノットを超えた場合は、操業打ち切り。 標識放流の実施。

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	千葉県水産加工業協同組合連合会
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県には、地元の水揚げされるキンメダイを原料として「開き」や「煮付け」を製造する加工業者がおり、住民のみならず地域を訪れる観光客などへ魅力ある加工品を販売しています。

キンメダイは、地元漁業者が県内他地域の漁業者、さらには関係する他都県の漁業者も含めて粘り強く話し合いを続けた結果、針数や休漁日の設定、小型魚の再放流など漁業のルールや資源管理に当たっており、その成果もあって県の資源評価（令和3年度）を見ても、県内3漁場のうち銚子沖や勝浦沖漁場では資源水準は高位で増加計画にあると書かれています。

こうした漁業者の血のにじむような努力の結果、各地域毎に最適な手法をもって資源の維持と利用が図られており、そこに新たにTAC制を導入しようとする必要性は全く感じられません。TAC制に移行して水揚げが制限された場合には、原料不足に伴う価格高騰が容易に想像でき、キンメダイを利用している我々加工業者は大打撃を受けることからTACによる管理には強く反対いたします。

資源管理には色々なやり方があると思います。はじめからTACありきで話をするのではなく、漁業者のこれまでの取り組みを検証するところからお願いをいたします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

(1)に記載したとおり、漁業者の血のにじむような努力で既に資源の適切な利用が図られており、TAC制に移行して水揚げが制限された場合には、原料不足に伴う価格高騰が容易に想像でき、キンメダイを利用している我々加工業者は大打撃を受けることとなります。TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

(1)に記載したとおり、TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした漁獲シナリオの採択を論じる以前の問題であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(1)に記載した理由で数量管理(TAC)導入・実施の必要性に疑問があります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

資源管理に直接関係するのは漁業者ではありますが、我々水産加工業者の経営にも大きな影響を及ぼすことから、我々の意見も汲み上げていただきたい。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

TACありきで議論をするのではなく、地元の水揚げに依存し必死に生産に当たっている我々加工業者が生き残れるような資源管理の方法を考えていただきたいと思います。

⑧ 管理対象とする範囲(大臣管理区分、都道府県とその漁業種類)

TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした管理対象とする範囲を論じる以前の問題であると考えます。

(3) その他(御質問等があれば、御記載ください。)

--

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	菊池 康司《神奈川県庁》
所属又は職業等	神奈川県水産課

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

○神奈川県は、以前から県内漁業者とともに、キンメダイ資源管理の必要性を感じ、漁場ごとの特性等に見合った資源管理措置を検討してきた。

○キンメダイ太平洋系群は非常に広域な資源とされている一方で、今回の資源調査がごく伊豆諸島海域でしか実施されておらず、太平洋系群全体の MSY が正しく計算されているかの説明が十分なされていないと考えている。MSY の信頼度はどの程度なのかわからない状況での TAC 制度導入には賛成できない。

○キンメダイの TAC 制度は、すでに取り組んでいる資源管理を崩すことを懸念している。早い者勝ちになってしまうと、一気に漁獲し、低価格での取引を招くことにつながりかねない考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

○市場の水揚げ情報と漁業協同組合等の実績報告で確認している。遊漁による釣獲量については全く把握できていない。現状、報告義務はないが、今後は、漁業と遊漁を含めた総漁獲量を把握する仕組みが必要と思われる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

○本当に、伊豆諸島海域の漁獲量だけで、MSY が計算できるのか疑問が残る。南西諸島等他の海域での産卵が伊豆諸島海域の資源加入に影響を与えていないという説明がない。

○伊豆諸島海域での評価内容が、再生産までしっかり評価されたものなのか、とりあえず試算した MSY なのかかわからないため、TAC を導入すれば本当に資源が安定的に利用できるのか信頼性に欠ける。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

○調査・評価を行っていない海域があるにもかかわらず、数量管理を行うのは、説明と制度がマッチしていない。漁場によっては漁獲量規制のある漁船と、ない漁船が混在することに大きな違和感があるのでシナリオが成り立たない。

○一都三県が、TACを導入することで、他県はTAC設定されていないにもかかわらずMSYが達成できるのは、不公平と考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

○漁業経営は厳しい状態にあり、数量管理するためには、わかりやすい形で漁獲補償的な措置が必要と考えられる。

○キンメダイにおいては、広域的な解析が十分ではなく、MSYの信頼性を十分得られようにすることが課題と考える。

○太平洋系群の全体的な資源利用実態がイメージできない。外国の利用もあると聞く。全体像が見えるようにする必要がある。

○TAC対象県が一都三県に限られている。ほかの県でもキンメダイは漁獲しており、漁場では、制限を受ける漁船と受けない漁船がいて、公平感がないのは問題である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

○太平洋系群が明確でないため、キンメダイを漁獲している漁業者を関係者として、だれがその相手になるかわからないことが問題。国際的にどの程度利用されているのか。太平洋系群としては、現在の地域、漁業種類では十分ではないと考える。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

○対象外とする海域がどこであり、伊豆諸島海域の評価の内容が、太平洋系群のMSYを確かに表しているという根拠と、わかりやすい説明が必要。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

○太平洋系群の範囲を明確にしないと管理対象の設定もよくわからない。伊豆諸島海域に限定された管理だと違和感がある。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

○伊豆諸島海域で TAC の設定と考えるならば、伊豆諸島海域以外では一都三県の漁船も漁獲量規制の対象外として漁獲できるのか？

○一都三県にかかわらず、伊豆諸島海域以外で操業する漁業者は何の規制もないのか？

○現存の情報で、できる限りの解析が行われていると考えるが、その結果がキンメダイ資源の将来予測に十分足りるものである説明はされていないと感じている。キンメダイ太平洋系群の漁場の範囲はどこなのか？また、伊豆諸島海域の資源評価をキンメダイ太平洋系群全体に適用することが妥当なのか？

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏名	杉浦 暁裕《神奈川県漁業協同組合連合会》
所属又は職業等	神奈川県漁業協同組合連合会

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

伊豆諸島海域のキンメダイ一本釣り漁業においては、既に自主的な漁業調整と資源管理の枠組みが構築されており、漁獲対象資源に加入後の資源に対して可能な資源管理は既に実行済みである。成長乱獲に対しては有効であると考えている。

一方でTAC管理は、親子関係を基本に将来の親魚量を検討しているが、キンメダイの資源研究においては親子関係が解明されていないため、TAC管理の有効性が検証できない。そのため、有効性が検証されていないTAC管理を進めるより、現体制における自主的な資源管理の有効性をさらに検証し、効果的な管理を推進することの方が資源に対して有効と考える。

キンメダイ対象の一本釣り漁業者は、高齢化や廃業が進み、キンメダイの漁獲量が多かった1980年代と比較して漁獲努力量（操業隻数）が大幅に減少しており、さらに資源管理による努力量規制も行われており、資源に対する漁獲圧力が大幅に低下している。これからも現資源管理を推進することが望ましいと考える。

また、零細な漁業者が多いことからTACによる漁獲規制は、漁家経営への影響が懸念される。

一本釣り漁業と同じ海域、同じキンメダイ資源を遊漁が利用しているが、遊漁は相当程度の漁獲圧があると思われるので、遊漁の漁獲圧の調査を充実させ、適切な規制を行わないとキンメダイ資源に対する管理効果が発現できないとともに、資源管理を推進する漁業者に不公平感が発生してしまう。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ一本釣り漁業の銘柄別漁獲量については、ある程度の収集体制が構築されていると認識している。その銘柄別漁獲量から年齢別漁獲量に分離しているが、若齢魚については一定の精度があると思慮されるが、年齢が増すにつれ誤差が大きくなっているものと考えており、親魚管理のため年齢組成の正確性に疑問がある。また、漁場により年齢組成が異なっており、水揚地での銘柄組成は把握できても、それが漁場別の銘柄組成になっていない。漁場別年齢組成と漁場別漁獲量の精度が低いと、全体の年齢

組成にも誤差が生じると考える。今後の資源管理のためには、年齢組成の精度向上が必要と考える。

資源評価に係るキンメダイの資料は、ほとんど関東近海から伊豆諸島海域のデータである。しかし、キンメダイ太平洋系群は南西諸島の西の海域や台湾の西側海域、さらには、亜熱帯反流の海域等の南方の海域まで連続している。関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源の供給源は、キンメダイの卵が分離浮遊卵であり、稚仔魚の形態が浮遊に適応していることから、関東近海から伊豆諸島海域に限らず西の海域から供給されていることが想定される。現在の漁獲報告及び資源評価は関東近海から伊豆諸島海域の漁獲対象資源のものであり、西側海域については考慮されていない。関東近海から伊豆諸島海域の資源の将来予測をするためには、西側の海域の資源との関連が分からなければ信頼度が低いと考える。

遊漁については、海域によって相当程度のキンメダイ資源に対する漁獲圧があると推定している。遊漁は、一本釣り漁業と同じ漁場、同じ資源を利用している上、現在は漁獲制限や自主規制が存在していない状態である。キンメダイ資源に対する遊漁の漁獲圧を制限するためには、まず、遊漁の釣獲量や釣獲努力量等を把握しないといけない。実際に調査を行うことは難しいことは承知しているが、遊漁の実態調査を実施し、適切な管理をしないと漁業における資源管理が無駄になってしまうとともに、漁業者に不公平感が生じる。是非、遊漁の実態調査を実施して欲しい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

キンメダイ資源の将来予測については、前述のとおり卵稚仔の動向が不明である。かねてより卵稚仔調査が実施されてきたが、卵稚仔の動向を把握するほどの成果が上がっていないのが現状である。

キンメダイ資源は、日本国内の太平洋沿岸だけを考えても、南西諸島海域から四国沖、伊豆諸島、関東近海などに分布しているが、今回の資源評価は関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源に限った資料から推定している。前述のとおり関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源の卵稚仔の供給源は、黒潮の上流海域の可能性はある。しかし、その卵稚仔の供給源が特定されていない。従って、関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源だけから親子関係を論じることはいできない。

さらに、資源評価の中で、ホッケー・スティック型再生産関係を適用して解析しているが、この解析結果は不確実性が大きく、再生産関係を推定することはできないと考える。しかし、その不確実性が大きい再生産関係を使って将来の親魚資源量を推定しており、その制度は相当低いと考える。

このように、卵稚仔の動向、親子関係、再生産関係に不明な点が多く、親子や再生産関係に基づく資源管理効果の推定は、信頼性に乏しいと思慮される。

関東近海から伊豆諸島海域における産卵親魚の保護の有効性の推定、検証には至らないと思慮される。

一般論としては産卵親魚の保護は重要であるが、関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイの資源管理において、何を管理すれば資源の維持増大に効果があるのか、さらなる検討が必要と考える。また、親子や再生産関係に基づいて漁業経営に影響が出る様な資源管理を実施する場合には、相当程度の確実性や合理性、漁業者に対する説得材料が必要と考えるので、慎重な対応が必要であ

る。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

①と②で述べたとおり、現時点では漁獲シナリオを検討することはできないと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

関東近海から伊豆諸島海域の一本釣り漁業者は、これまで長期に渡って自主的管理を実施してきた。これまでに自主的な資源管理は、関係する漁業者が協議、協力し、納得した上で自主的に、地域一丸となり管理に取り組んできた。一方で高齢化や廃業により 1980 年代の漁獲盛期と比較して着業隻数が大幅に減少しており、漁業者はそれが漁獲努力量削減となり資源管理効果を生んでいると認識している。

このように漁業者は自主的な資源管理等を十分に実施しており、さらに廃業等により結果的に漁獲努力量が大幅に減少していると認識している一方で、親子関係や再生産関係からの資源管理効果の推定には相当程度の疑問が生じており、一般論として産卵親魚の保護は必要なことは理解できるが、親子や再生産関係からの管理効果に基づき数量管理を実施することに対して疑問が生じる。このような数量管理を実施するのであれば、漁業者が自らの資源管理として必要だと納得できるよう、漁業者に対して分かり易く、納得できる根拠、説明を示して欲しい。漁業者が納得できない状況で数量管理を実施すると、これまで実施してきた自主的管理の枠組みが壊れてしまう可能性がある。

また、数量管理を実施したとしても、これまでの自主的管理と整合を図り、自主的管理を推進した上で、数量管理が上乘せ措置となるような取組みができるよう配慮して欲しい。

関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ漁業は、その資源の特性から漁場により年齢組成が異なる。

TAC 制度の数量管理が行われた場合、漁獲量のみが管理され、それ以外については管理されない。資源管理を効果的に実施するには、年齢組成、移動、再生産等を考慮して管理が理想だろう。しかし、漁獲量の上限が制限されると早い者勝ちで漁獲が行われ、若齢魚の多獲により漁獲尾数の増大や成長乱獲、産卵親魚の多獲等が起こる可能性がある。従って、TAC 管理により漁獲量が制限されたとしても、返って乱獲に陥る可能性がある。

キンメダイ漁業には、資源管理のほかに漁場利用に係る漁業調整の問題も存在する。数量管理が実施された場合、それを理由に本来の資源管理ではなく、論点を漁業調整上の問題に転化してしまうことが想定される。資源管理と漁業調整を整理して、本来の資源管理が効果的に取り組めるよう、行政機関には指導をお願いしたい。

キンメダイの数量管理が導入された場合、漁業者の漁業収入が減少する可能性がある。また、漁協販売事業における取扱金額が減少し、漁協の収入も減少する可能性がある。そこで、収入を確保する必要がある。例えば、ブランド化や品質の向上により価値の向上、加工等による付加価値の増加等漁家収入の確保に関する取組み、指導も併せてお願いしたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

関東近海から伊豆諸島海域の一本釣り漁業においては、かねてより体長制限、休漁日、禁漁区等を設けて資源管理を実施してきた。

特に体長制限は各地域共通で取り組んでおり、成長乱獲の防止に効果があることから有効だと考えている。

また、一本釣り漁業は、自由漁業だが、前述のように高齢化や廃業により操業隻数が減少し、その結果、漁獲圧の減少に繋がっている。操業隻数の減少は漁業の振興を考えた場合は好ましいことではないが、結果的に資源管理に相当、役立っていると考えている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

TAC管理の効果の将来予測は、再生産関係から推定されているが、前述のように卵稚仔の供給や再生産関係が解明されておらず、また、ホッケ・スティック型再生産関係の適用にも相当の疑義がある。そこで、TAC管理の根本になる将来の漁獲量の予測について、丁寧に、かつ、根拠を明確に説明し、有効性について十分に協議して欲しい。

これまで相当程度の自主的な資源管理を実施してきた上、相当程度の操業隻数の減少などがある。今年度の資源評価ではキンメダイ資源は若干の増加傾向にあると言う。現状の自主的資源管理だけでは不十分でありTACを導入する必要があるということなら、その点を丁寧に分かり易く説明し、TAC導入が本当に必要なのか十分に協議すべき。それでないとは漁業者はTAC管理の導入に納得できない。

TAC管理をすれば一時的にでも漁家収入は減少する。一本釣り漁業者は零細漁業者が多く、漁家収入の減少は、漁家経営を悪化させ、ひいては漁家の廃業にもつながりかねない。そこで、漁家収入を確保するための手法、例えば、価格保証、収入の補てん策、魚価向上策、経営の合理化策等を示すべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

水産庁から事前に、TAC管理をすれば、将来的に資源が回復し、漁業者の将来の収入が増えると説明があった。だから、今は我慢すべきとあったが、水産資源は、漁業者のものではなく、日本国民共有の財産である。それを漁業者

が漁業という手段を通じて国民に供給している。従って、水産資源の回復は国民のために行うものであり、そのために漁業者だけ我慢を強いるべきではない。漁業者は国民共有の財産を維持増大するために資源管理をするので、それに伴う減収等については保証、或いは、収入増加策を模索すべきである。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏名	静岡県漁業協同組合連合会
所属又は職業等	漁業者団体

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本会会員漁協の いとう漁協・伊豆漁協・南駿河湾漁協を主な水揚げ港とするキンメダイは、静岡県で水揚げされる魚種の代表格であり、各産地の観光資源としても重要な位置付けとなっています。キンメダイを専門としている漁業者が多いことから、漁獲規制には敏感にならざるをえません。

上記の漁協ではそれぞれにキンメダイ漁業者の組織があり、休漁日、針数、操業時間、餌の種類まで細かく設定し、違反した場合の罰則も設けられています。隣り合う漁場を利用している地区においては、お互いの休漁日を調整するなど、漁協の枠を超え資源保護に取り組んでいます。

漁協が管理できる範囲の遊漁船については、キンメダイを釣対象としない、漁場や時間の制限等、漁業者より厳しい制限の中での営業に協力依頼しています。

県の取組としては、平成7年5月県漁連総会において、キンメダイ資源管理計画を決定し、それに基づき漁業者団体、漁協、遊漁船業者団体、県行政、県試験研究機関、県漁連をメンバーとする「静岡県キンメダイ資源管理型漁業実践推進協議会」を設置しています。

また、千葉県・東京都・神奈川県・静岡県で組織する「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」、「キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会」が毎年開催されています。それらの会議のなかでは、水産庁や国の試験研究機関から努力量削減の提案があった場合、その都度地区ごとに検討し、一都三県それぞれが努力量を削減してきました。食害や漁業調整に関しても、共通する問題点としてお互い情報交換をしています。

キンメダイは寿命が長く、資源回復の結果が出るまで年数がかかるが、地道に努力するように指導され、先行するクロマグロのTACでは、漁協も漁業者も大変な苦勞をしていることもあり、キンメダイがTAC魚種とならないよう、一層資源管理の意識を高くもち、一致団結して資源管理に取り組んでいます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

本県のキンメダイ漁法の主流はたて縄であり自由漁業のため、対象となる漁業者数が多く、特定もできていないことから、船ごと漁獲日ごとの報告は、漁業者と漁協の負担がかなり大きくなることが予想されます。簡単な報告方法の検討を必要とします。

仮に今回の資源評価で管理するとなると、漁獲状況が好転傾向であることから、従来のペースで漁業を行った場合、配分を超過する可能性があり、より迅速な対応に迫られます。

また、他県の底曳網・旋網・底刺網・遊漁やプレジャーでの漁獲が資源量に与える影響は小さくないと思えるにも関わらず、これらについても数量を正確かつ迅速に把握することができるのか疑問です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

今回の資源評価については、潮の状況や小型魚の保護といった漁業者からの意見が取り入れられ、漁業者の実感に一步近づいた評価になったといえます。資源管理目標（案）についても、数値だけを見れば実現可能な範囲内と思うような結果でした。

自然環境やその他の要因で、資源量も漁獲量も正確に予測することは不可能であり、卓越年級群など短期間で状況が変わることもあります。都度新しい情報を更新し、最新の計算方法で、かつ漁業現場の意見も取り入れ、公平で迅速な対応で漁業現場が納得できるような資源評価をしたうえで資源管理目標を立て、定期的に見直すことについては継続した取り組みをお願いします。

しかし、卵稚仔や成魚の移動や再生産関係といった生態、潮流や水温の影響、遊漁船等の漁獲量やサイズ、食害等、解明されていない事柄が多くこれらがどこまで資源に及ぼすかは不明です。水産資源研究所も、生物学的に解明できていない不十分な状況ではありデータも完全ではないが、これまでの状況などを加味して評価をしていると言っています

そもそもMSY理論で資源管理を推進するという手法自体が適切なのでしょうか？現にその理論にキンメダイは合致しないのではないかと公言している研究者もいます。

サメ・イルカ・バラムツの食害もひどく、一都三県でも試験研究機関が情報交換しながら研究していますが、これといった方策が見つかっていません。特にイルカの駆除や漁獲（食用）は環境保護団体からのプレッシャーがあるということで、水産庁も逃げ腰です。食害が始まると漁を早々に切り上げています。漁獲量の減少とCPUEの低下に影響していると考えられます。

以上のことから、現在の分析結果で資源評価をし、それに基づいて資源管理目標の導入と漁獲制限枠を決めることは、現時点では問題が多く時期尚早と考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲量の報告は、あくまでも重量ベースのため、小型魚を保護することが資源を増やすために重要であるにも関わらず、サイズに関係なく重量だけで管理することになります。今でもサイズごとの漁獲量について、データが出そろっているとはいえませんが、キンメダイを漁獲している全員が小型魚の保護に関心がある

わけではないことから、成熟期前の小型魚が大量に捕獲されている場合においても、サイズを無視した重量での管理は小型魚の乱獲を許すことにつながるのではないのでしょうか。

今後「キンメダイ太平洋系群」を利用するすべての漁業者や遊漁船にも数量管理を広げることを前提としているはずですので、水産庁や都県から指導を受けて行っている一都三県の自主管理と同様にサイズの制限が必要と感じます。

数量管理については、対象資源は「キンメダイ太平洋系群」となっているにもかかわらず、実際には一都三県が対象とされています。まずは、本来の「キンメダイ太平洋系群」の資源状況の把握をすることが必要ではないのでしょうか。

数量管理を導入・実施となると、現在、一都三県で協議して自主的にしている資源管理措置の不要論がおこり、強制力がない自主管理を継続することが困難になると思われます。キンメダイ漁業者組織の継続さえ危ぶまれます。現在は、組織に所属することで統制ができていますが、質より量、早い者勝ち、新規参入拒否による漁業の衰退、小型魚の乱獲、産卵期の漁獲、枠消化と来年度枠の実績づくりのための無理な操業による事故や他船とのトラブルなど、資源の枯渇以外の影響も想像できます。

現在試算されている将来の資源量についても、一都三県が今の自主管理を継続して行った場合を前提として計算されていることから、数量管理に進んだ場合、この数値が悪い方に修正される可能性もあります。規制のない一都三県以外の漁獲者の乱獲がないとも言いきれません。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

静岡県では全長 28 c m 以下は再放流と定め、小型魚保護に努めています。禁漁期間の設定もあります。他都県でもそれぞれ地区ごとに自主管理しています。しかしこれらについては、県内・一都三県内では統一ルールではないためお互いに不公平感がないとは言えませんが、海域ごとの特性を踏まえたうえで自主管理をしています。

禁漁サイズと期間は研究結果を示していただいたうえで、すべての漁業者、遊漁、プレジャーにも徹底できれば、資源状況は変わるのではと考えます。一都三県の自主管理を参考にしてください。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

太平洋系群のキンメダイを利用している関係者すべてに数量管理予定であるという動向を予め伝え納得していただく必要があります。

底曳網・旋網・底刺網等全国のキンメダイを獲っているすべての漁業
遊漁船、プレジャー

水産加工や小売店、流通にかかわる業者

キンメダイを観光資源として重要視している関係者や市町

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

一都三県の組織は、キンメダイ資源管理の必要性を十分理解し、漁業として成り立つようバランスをとって営んでいます。

データも不完全、再生産関係も未知、管理対象に不公平感がある状態にも関わらず、他の地域よりもデータが揃っていて統制がとれていると見られた一都三県の漁業者をターゲットにとりあえずスタートしてみるといった姿勢では、直接経

営に影響する漁業者や漁協が納得するとは思えません。資源管理に無関心な者にこそ早急に対策を進めていただきたいと考えます。

数量管理が目的ではなく、最適な資源状態を保持することが目的のはずですので、数量管理にこだわらず、まじめに操業している漁業者の意見を聞き、慎重に時間をかけての検討をお願いします。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

一都三県に所属する漁業者が管理対象の候補となっています。漁獲量が多いということだけでなく資源評価をするためのデータが揃っていることが理由です。しかし実際には、一都三県以外の漁船・遊漁船・プレジャーも同じ漁場でキンメダイを獲っています。

成魚や卵も多くが一都三県内海域にとどまりますが、他海域に移動しているデータもあります。

以上のことから、もし、管理するならば、対象となる水産資源となっている太平洋系群のキンメダイを獲っているすべての漁業と漁業以外の遊漁船、プレジャーを範囲として一斉に開始するのが適当と考えます。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

TAC魚種拡大に向けたスケジュールが発表される前から水産庁の指導を受け、情報交換をし、努力量削減をしているにもかかわらず、太平洋系群キンメダイがTAC魚種に選定され、しかも管理対象は一都三県となっていることに驚いております。自主管理という善意の努力を続けている統制のとれた漁業者のみがターゲットとされる不公平感がぬぐえません。

「漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。」となっています。TACありきではないと言われていたようですが、すでにこの様式がTACありきの回答様式となっています。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	松井 登
所属又は職業等	榛原金目一本釣組合 組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

一都三県で行ってきた資源管理に加えてTAC制度による漁獲数量管理を行うとなると、キンメダイ専業の漁業者が多いこの地区に与える影響は大きい。
キンメダイは分布域が広く、当組合の操業海域では高知県等で標識放流を行ったキンメダイが漁獲されたこともある。このことから、キンメダイは多少の生息場所の移動も考えられること、浮遊卵を産むことを考えると、より広範囲での資源調査、生態調査及び、資源管理の導入が必要であると思う。その為、太平洋系群と枠組みをし、一都三県の海域のみで資源評価及び、漁獲数量管理の話をするのは、おかしいと思う。
また、調査データが毎回違っており、現状の調査データの量も信頼性も低く、水産庁の提唱している資源量の予想図を信用することが出来ない。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

管理対象を広げた場合は、底引き網漁での漁獲数量など、一都三県以外の水揚げ状況の把握が必要。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁獲サイズの統一化。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

食害と潮流の影響

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

各地区ごと異なっている漁獲可能サイズの統一。
漁獲競争となり、現在の自主的な資源管理の方法が崩壊する恐れがある。
早い者勝ち、数量消化を見据えた無理な操業による事故を防ぐ事が最重要。
水産庁が数量管理での資源管理しか考えていない事に問題がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

漁獲可能サイズの統一。
現在の一都三県の資源管理の継続。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

一都三県以外のキンメダイを漁獲している漁業者の意見。
キンメダイを漁獲する全ての遊漁船。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

これまでの一都三県で行ってきた自主的な資源管理の評価。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

キンメダイを漁獲する漁業者全員。遊漁船。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

下手に数量管理での資源管理を行うことで、漁獲量把握のための承認制や届け出制を採用をする必要が生じ、加入が条件付となることもありえる。新規就業者が新たにキンメダイ漁業を希望しても、条件にあわなければ操業出来なくなる可能性がある。漁業者の減少につながる。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課
所属又は職業等	同 上

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

キンメダイ漁業は、本県の重要な漁業であり、特に伊豆地域では観光業と連携した特産品として、欠くことのできない産物となっている。したがって、大幅な漁獲量の削減につながる、TACによる数量管理の導入については、漁業者の経営はもとより、地域経済への影響の度合いを踏まえて、慎重に検討すべきものと考えている。

TAC導入にあたっては、まずは以下の課題を解決し、一都三県の漁業者との議論が進むようにすべきである。

- ・キンメダイ太平洋系群については、他産地に先駆けて一都三県で資源管理に取り組んできたにもかかわらず、これまでの資源データが蓄積されているという理由で、先行して一都三県だけにTAC導入が進められるのは不公平、不平等である。また、過去の放流調査では、本県から西日本の海域に移動することも確認されている。このため、本系群を漁獲する全ての地域を数量管理の対象とするべき。

- ・数量管理の基となる資源評価結果については、今年度、潮流の影響について考慮されたものの、一部地域では考慮されていないことや、漁業者の自主的管理措置と、食害の影響については未だ考慮されていない等、漁業者が納得できる資源評価にはなっていない。

- ・キンメダイを混獲する他の漁業との競合や、遊漁、プレジャーボートによる漁獲量についても無視できない量が漁獲されていると考えられ、数量管理を導入するにはこれらの漁獲量の把握も必要。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・国は、産地魚市場（漁協）での漁獲報告データの収集を前提にしていると思われるが、現状、どこの漁協の経営状況も低迷し、限られた人員で日々の業務に対応している。数量管理に関する集計・報告業務が追加されると、漁協にとって過度な作業負担となることは必至で、特に数量上限に近づいた時には迅速な手続きが求められるため、対応は非常に困難と考えられる。

TACによる数量管理の導入を提案するのであれば、現場の作業負担を最小限にする具体的な方策についても、併せて提示すべきである。

・また、他県漁船によるキンメダイの漁獲や、遊漁、プレジャーボートによる漁獲量については把握することができないため、これらを数量管理するためには国による管理・情報収集体制の導入が必要。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

水研機構による資源評価結果には、漁業者の自主的資源管理の取組や、食害の影響が考慮されておらず、漁業者が納得できる内容にはなっていない。

まずは、資源管理目標の導入の前提となる資源評価結果が、全ての漁業者の納得できる結果になるよう、以下の要因による漁獲量の減少を考慮して資源評価に反映させ、十分な科学的合理性のある資源評価にすべきである。

- ・食害の影響（実際の捕食量のほか、食害種の出現情報を得た漁業者が操業場所の変更や操業を中止することによる漁獲量の減少）
- ・漁業者数の減少
- ・漁業者による自主的な資源管理
- ・また、遊漁船、プレジャーボートや、旋網、底曳網等により漁獲される資源量についても実態を明らかにし、資源評価に反映させるべきである。

さらに、管理の範囲を一都三県に限定しているが、過去の標識放流の結果から広域回遊魚であるというキンメダイの特性を踏まえれば、一都三県以外にも、移動範囲が広がっている。このため、科学的な根拠に基づいて資源評価を行うためには、キンメダイの生態を正確に把握した上で、一都三県の範囲外での漁獲データを含めて評価すべきである。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・今年度の資源評価結果において、キンメダイ親魚の資源量が回復傾向であることが示されたことから、現状の自主的資源管理による資源管理を継続することこそが、キンメダイ漁業関係者にとって最適なシナリオである。

・全てのキンメダイ漁業関係者の理解が得られ、数量管理を導入するに至った場合であっても、できるだけ現状に近い水準の漁獲努力量を設定すべきである。

・今年度の資源評価結果については、水研機構から、一部の地区のデータを除いて黒潮大蛇行の影響が考慮されていること、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による需要減による獲り控えの影響も考えられるという説明があった。今後、これらの事象が沈静化した場合には、その影響を考慮し、シナリオを補正していく必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

○TACによる数量管理を導入することにより

- ・これまで取り組んできた自主的資源管理が放棄され、「早いもの勝ち」の漁獲競争が過熱する可能性がある。
 - ・自主的資源管理が守られた場合であっても、地域によって異なる漁獲サイズ規制（自主規制）により、小型魚の漁獲が進む。
- 等、資源管理に逆行する事態の発生が予想される。

前者については、漁獲量を個々に配分することが対応策として考えられるが、漁獲量の配分や実績確認に多大な労力を要するため、現実的ではない。

後者については、不公平感がないよう、管理対象地域内で漁獲サイズの統一を図るべきであり、国による対象地域全体の調整を行い、統一する必要がある。

○漁獲量を迅速に把握する体制の構築（漁業、遊漁含む）

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

これまでの地域毎の自主的な資源管理の取組における調整項目のうち

- ・体長制限
- ・漁具・漁法の制限（釣数、縄数、操業時間）
- ・定期休漁日、休漁期間

について、国による対象地域全体の調整を行い、統一する必要がある。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・キンメダイ太平洋系群を漁獲する全ての地域の漁業者、遊漁船業者、プレジャーボート所有者等
- ・産地市場関係者、漁協職員
- ・流通業者、加工業者
- ・産地周辺でキンメダイを扱う観光業、旅館業、飲食業関係者 等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- キンメダイをTAC候補種とした理由
- 現在の資源評価結果に不足している（本来考慮すべきだができていない）部分
- 一都三県だけ先行して数量管理を進めることに対する水産庁の考え
- 遊漁船、プレジャーボートなどに対する数量管理の進め方
- 数量管理を導入後の、漁業者への減収対策

- 資源評価結果で漁獲量の減少に影響する以下の要因について、具体的な影響（寄与）の大きさに関する考察
 - ・資源量の減少
 - ・食害被害
 - ・自主的管理措置
 - ・漁業者（漁船）の減少
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による需要減に対応した獲り控え 等

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・キンメダイ太平洋系群を漁獲する全ての地域の漁業者、遊漁船、プレジャーボート所有者等を対象とするべき。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・今後も浜周りを行い、丁寧に漁業者の意見を聴いた上で、資源管理の検討内容に反映させることが必要。

- ・国がこれまでに示してきた「漁業者の意見を十分かつ丁寧に聞き、現場の実態を十分に反映する」という考え方を必ず守り、導入ありき、スケジュールありきの拙速なTAC導入を行わないこと。

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	竹内明彦
所属又は職業等	漁業者（キンメダイ縦縄・曳縄） 賀茂船主組合連絡協議会金目部会会長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の場で水産庁はキンメの TAC を回避するため、自主規制による漁獲圧減少を訴えていた。私が所属する賀茂船主組合連絡協議会ではそれに応える形で休漁日を増やし、針数も制限し、禁漁海域まで設定してきたが全く意味のないことだったことのように、水産庁担当者が変わった途端に TAC を推し進めようとする行為に悲憤失望している。水産庁が示した TAC 魚種拡大スケジュールではキンメダイ太平洋系群と記載しているにも関わらず、水産庁の浜回りでは他県の水揚げ状況などのデータがないから数量管理の対象は既に自主的な資源管理を行なっている一都三県（東京、千葉、静岡、神奈川）を想定しているとのことだが、筋違いな話であり、無秩序に漁獲している他県のデータ収集を行ない、そこから管理させるのが先決である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告の収集体制、管理については、水産庁が行なうべきであり、都道府県、漁連、漁協、漁業者の負担とならないように配慮すること。そうなった場合は東京の机に座っている水産庁では十分な実態把握が出来ず、未報告、虚偽報告などの不正が横行するが、その責任の所在は水産庁であると事前に明確に示すこと。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

私の地区は禁漁日、禁漁区、漁具制限、時間制限で 3 割を超える漁獲量制限をおこなっている。資源管理目標を定めるなら現在の管理措置を白紙として、現状維持の管理目標とする。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現時点で正確な資源評価が出来ていないのは評価した水産研究・教育機構水産資源研究所も話しているので、正確な資源評価が行われるまで、自主的資源管理措置の推進をもって現状維持のシナリオ。
採択にあっては漁業者の同意を得て進めることを原則とする。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲データが揃っている一都三県のキンメダイ漁業者のみに承認を与え、他県および遊漁者の漁獲を禁ずる。
公平に管理を行なうのであれば、公的 IQ により行い、今後、新規のキンメダイ漁業者には配分しない。(譲渡可)
数量管理と同時に有効な漁業者への経済対策および新規就業者対策の実施。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)

現在の一都三県のなかでも混在している「体長制限」「休漁日数」を一番シビアなものに合わせて全国統一。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

太平洋でキンメダイを漁獲している全ての漁業者および遊漁者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・一都三県以外の漁獲情報の詳細。
- ・一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会で行なっていた資源管理で資源は維持出来ているのに TAC 導入を強引に進める水産庁の思惑。
- ・具体的な漁業者の減収対策。

*漁獲共済は「乗組員の人数変更」「漁法の変更・追加・廃止」で5年間は加入できないことから対策になっていないので要注意。

⑧ 管理対象とする範囲(大臣管理区分、都道府県とその漁業種類)

自主的資源管理を行なう一都三県以外の全ての漁獲者または全国一律にキンメダイ漁獲者

(3) その他(御質問等があれば、御記載ください。)

- ・漁業者を追い詰める数量管理の推進ではなく、資源増大に繋がる生態調査および種苗生産。
- ・サメ、バラムツ、イルカによる食害対策の研究。

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	齋藤 功
所属又は職業等	キンメダイ縦縄漁業者（下田市船主組合連合会会長）

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

キンメダイ数量管理を行なう上で根拠となる資源評価の数値が基礎データの不足などから不十分、かつ一部のデータを基にイレギュラーを充分に加味しない数値が信用に値しないと考えているので、数量管理自体の有効性に疑問が残る。資源評価結果について、今あるデータでは完璧な評価であるが、基礎データが足りていないので評価結果は完全ではないし、まだ改善の余地があることは評価した水研機構も認めているところである。よって、現在でも行なっている一都三県キンメダイ自主的資源管理の取り組みを推進した方が有効性が高いと考える。数量管理導入となった場合は漁獲上限量が決めれる以上は、針数制限、休漁日、禁漁区など自主的資源管理を放棄し、オリンピック方式の早獲りとなり無秩序な漁業となる可能性がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

自由漁業であるキンメダイ一本釣りの漁獲報告の収集、管理は漁協単位と考えているかもしれないが、隻数、漁業種類を考へても困難であり、TACにより水揚げ減少となれば漁協は人件費を削減せざるを得ないので、漁協では不可能である。よって都道府県独自で収集、管理していくことになると思うが、現実問題として多岐に渡る売り先、遊漁、プレジャー等の正確な漁獲報告収集、管理は不可能であるので、正直者が損をすることは明らかである。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源管理目標の前提となる資源評価の信頼度が著しく低いことから、資源評価の再試算を行なったうえで再考すべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁獲シナリオを選択、採択する域に達していないので、資源評価をやり直すこ

とから始めるべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

自由漁業かつ着業隻数の多いキンメダイ一本釣りの数量枠の管理、配分に大きな問題がある。静岡県では十数隻の大型クロマグロの数量管理でさえ手に余る状況であることを考えると、各港に水産庁または都道府県の出先機関を設置、水揚げの監視、報告体制の構築が必須である。

(IUU 漁業を黙認するなら別である)

TAC導入後は水揚げ手数料の減少が明らかな漁協は規模縮小を余技なくされ则认为るので、漁協管理は難しいと考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

数量管理導入時点で、その他の管理措置は無意味となるので、全ての管理措置を撤廃。自主的な資源管理も継続した場合、一部の自主ルールを守らない者が利することとなるので、自主的な資源管理であれば年間の休漁日数および漁業種類ごとに漁具制限を全国統一する。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

一都三県以外のキンメダイ漁獲漁業者および遊漁者、仲買等の市場関係者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

新たに始めたクロマグロ数量管理でさえ不正が横行しているのに、キンメダイの数量管理がなぜできると思っているかの根拠および具体的な IUU 漁業対策の説明。

一都三県以外のキンメダイ漁獲量および資源措置の説明。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

自主的資源管理を行っていない一都三県以外の全てのキンメダイ漁獲者。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

数量管理となった場合、新規就業者を排除する流れになるのはクロマグロを見ていて痛感した。その場合の漁業衰退の対策をどう考えるか。

数量管理と漁業者収入減が同一であることを理解しているか。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏 名	増田 一人
所属又は職業等	いとう漁業協同組合 伊豆東部一本釣協議会

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

これまで一都三県のキンメダイ漁業者が進めてきた資源管理において、各県で自主的な資源管理、資源保護に取り組んできた。成果についてまだ明らかになっていないにもかかわらず、TACによる数量管理に移行するのは時期尚早である。調査データも不足し信頼性に欠けるため、調査の精度をさらに上げるべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・キンメダイ太平洋系群が漁獲される全地域における水揚げ状況の調査
- ・底引き網等による混獲の調査や、プレジャーボート、遊漁船等による漁獲量を収集するための仕組みが必要

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価結果について

- ・漁業者の自主的資源管理の効果について明確にする
- ・全ての地域の黒潮大蛇行による影響の調査
- ・イルカ、サメ、バラムツ等による食害による被害量、操業への影響の調査を行い、漁業者の納得がいく資源評価結果であることが必要。

また、地域毎の自主規制により異なる漁獲サイズを統一する必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現状の自主的資源管理を尊重するべき。

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 地域毎の漁法の違い・ 地域による体長制限の違い・ 数量管理を導入することで確実に資源が回復するという裏付けがなければ、無理に導入せず、現状の自主的資源管理で対応した方が良い。 |
|---|

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ T A Cによる数量管理と、自主的資源管理の両立は可能なのか。・ 体長制限を統一しないと、小さい個体が多く漁獲され、資源管理に逆行する事になりかねない。 |
|---|

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

キンメダイ太平洋系群の漁獲に関わる全ての漁業者、プレジャーボート、遊漁船その他、キンメダイを扱う産地市場、流通関係者など
--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 一都三県以外での水揚げ状況・ 漁法別の管理・ プレジャーボート、遊漁者の扱い・ T A C導入までのスケジュール、手続き |
|---|

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 大臣許可を含むすべてのキンメダイ漁、また巻網、底引き網による混獲の扱い・ プレジャーボート、遊漁船の漁獲物 |
|--|

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

経験的に、キンメダイ漁は潮、季節、水温による漁獲量の変動が激しいと感じている。資源評価結果を基に全てを科学的に管理しようとする、T A Cによる管理は本当に可能なのか。
--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏 名	斉藤 昌弘
所属又は職業等	いとう漁業協同組合 伊豆東部一本釣協議会

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

これまで自主的に取り組んできた資源管理措置の成果がまだ分からない状況の中、今年度公表された資源評価結果では自主的資源管理措置を続けるだけでも資源が緩やかに回復する事が示された。
このため、TACによる数量管理を急いで導入する必要は無いので、導入前に問題点を整理し、全漁業者が納得がいくまで調整するべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・太平洋沿岸域での水揚げデータ
・底引き網等による混獲の調査並びにプレジャーボート遊漁船等による漁獲量については、国が主導で情報収集のための仕組みを導入して欲しい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

地域毎の自主規制により漁獲サイズが異なるため、導入に当たっては漁獲サイズを統一化するべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・黒潮大蛇行による影響について、一部地域だけでなく全地域の資源評価結果に反映させる。
・イルカ、サメ、バラムツ等による食害の被害量及び操業への影響の調査を行い、資源評価結果に反映させる。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・地域ごとの漁法の違いによる格差
 - ・地域による体長制限の違い
- これらの課題については、国が主導して調整を図るべき。漁業者任せにすべきではない。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- 今まで地域で努力してきた自主的資源管理措置が、数量管理の導入により無駄になってしまわないか。
- ・体長制限については、全体で統一すべき。
 - ・TACによる数量管理を実施した場合、禁漁期間の必要性、有効性？

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・一都三県以外の地域の漁業者
 - ・プレジャーボートを含む遊漁船
- その他、キンメダイを扱う全ての関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・一都三県以外での水揚げ状況、漁獲データの収集状況
- ・漁法別の管理
- ・プレジャーボート、遊漁者の扱い
- ・今の資源評価結果に不足している内容について、丁寧な説明と今後の見通し

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・大臣許可を含むすべてのキンメ漁、
- ・巻網、底引き網による混獲の扱い

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- キンメ漁は潮、季節、水温による漁獲量変動が激しく、TACによる管理が難しいのではないかな？

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	黒田 泰広
所属又は職業等	高知県漁業協同組合清水統括支所

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・数量管理を行うことで、キンメダイ漁を行う漁業者が生活できない事態に陥ってはならない。そのためには、各地域の現状を確実に把握し、慎重に議論していただきたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・キンメダイは、釣り以外の漁法でも漁獲されていることから、関係する漁業種類の漁獲報告の収集が必要ではないか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・漁獲数量の制限だけでは、例えば県域に割り当てられた数量を早い者勝ちで取り合うこととなり、漁業者間に不公平が生じる。漁獲数量を船ごとに配分したうえで数量管理をしていくのであれば、漁業者が漁模様や魚価を勘案しながら、自ら考えて操業ができる。自身が漁獲できる枠を確保することで、資源を管理する意識も高まると考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・土佐清水地域では1隻あたりの針数や深海浮子使用の禁止を実施している。資源管理については、地域の歴史や現状、特性を考慮して慎重に判断する必要がある。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・キンメダイ漁業において資源管理を実施するのであれば、遊漁者によるキンメダイ釣りを禁止するべきと考える。

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・資源の持続的利用には、小型魚の保護が重要と考えるが、地域によっては小型魚の漁獲が多い地域もあるかと思う。それら地域での資源管理の方法はどのようなものになるか。